

トランプ税制改革で変わった 非営利公益団体税制①

～ 2018年アメリカ非営利公益団体税制改正の要点解説

白鷗大学名誉教授 石村 耕治

トランプ政権下のアメリカにおいて非営利公益団体に関する税制が大きく改まった。規制強化など厳しい内容が目立つ今回の改正であるが、これについて、白鷗大学の石村名誉教授よりご寄稿いただいた。アメリカの非営利公益団体に対する税制度の基礎から主な改正の要点について、3回にわたって解説していく。(編集部)

はじめに

トランプ税制改革 (Trump tax reform) を実現するための2017年減税・雇用法 (TCJA=Tax Cuts and Jobs Act of 2017) (以下「トランプ税制改革法 (TCJA)」ともいう。) は、2017年12月22日にトランプ大統領の署名を得て成立、2018年1月1日に施行された。トランプ税制改革法 (TCJA) では、営利企業関係の改正に加え、個人が支出する公益 (慈善) 寄附金 (charitable contribution) 枠の拡大など歓迎すべき改正もある。しかし、非営利公益団体 (non-profit charitable organizations) の不適切な取引や行為に対する規制税 (excise taxes) の対象を広げるなど非営利公益団体界に厳しい改正が目立つ。とりわけ、衝撃を与えたのは、私立大学の基本財産 (endowments) からあがる果実に対する1.4%の規制税が導入されたことである。今後、この種の規制税が非営利公益団体一般に広がっていくのかその行方が注目されている。

本稿では、まず、今回の非営利公益団体税制改正内容を理解するために必要な連邦非営利公益団体課税制度の基礎を解説する (第1回目)。次に、今回の主な改正の要点を解説する。

目次 (全3回)

はじめに

I 今回の改正を知るための連邦非営利公益団体課税制度の基礎

1. 連邦税法上の公益増進団体と私立財団とは
 - (1) “事業型” と “助成型” の区分
 - (2) トランプ税制改革前の寄附金控除限度額のあらまし
2. 規制税の課税対象となる取引や行為
3. 中間制裁とは何か
 - (1) 中間制裁導入の狙い
 - (2) 中間制裁のあらまし

本号

II 非営利公益団体関係税制改正の要点解説

1. 現金寄附に対する時限的な公益 (慈善) 寄附金控除額の引上げ
2. 大学競技観覧座席権にかかる公益 (慈善) 寄附金控除の適用廃止
3. 非関連事業 (収益事業) 所得課税にかかる改正
4. 法定額を超える過大役員報酬に対する課税

2回目 10月号

5. 私大の過大な基本財産から生じる投資所得への課税
 - (1) 私大の基本財産から生じる投資所得課税の仕組み
 - (2) 私大の基本財産にかかる投資所得課税の波紋
6. 廃案となった改正項目
7. 今年2月に成立した慈善企業法とは
 - (1) 財団の過大持分解消に向けたIRSとの合意
 - (2) 特例法制定の経緯と今後の影響

3
回
目
1
1
月
号

むすび

I 今回の改正を知るための連邦非営利公益団体課税制度の基礎

連邦税法〔内国歳入法典/IRC=Internal Revenue Code、以下「IRC」ともいう。〕において課税除外（免税）となる非営利公益団体は多様である。これらのうち、その中核を占めるのは、IRC 501条c項3号上の団体（以下「501c3団体」という。）である。IRCは501c3団体を、さらに、その公益度に応じて、「公益増進団体（public charities）」

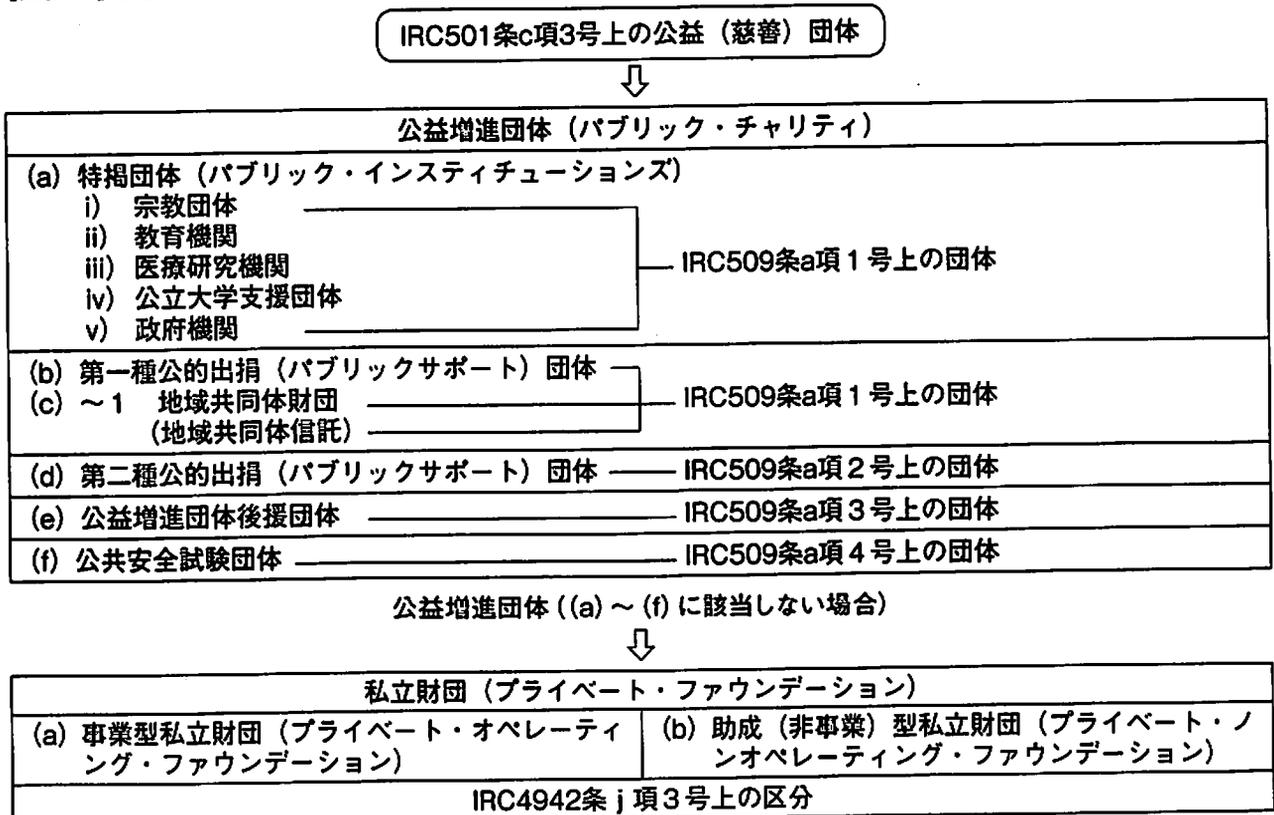
と、「私立財団（private foundations）」に分類している^(注1)。

「公益増進団体」にあてはまる501c3団体に支出する寄附金控除限度額を高く設定している。一方、「私立財団」にあてはまる501c3団体に支出する寄附金控除限度額を低く設定している。これにより、差別化をはかっている。

「私立財団」は、1996年の税制改正ではじめて類型化された。そのねらいは、一部の富裕層が同族支配の色合いの濃い財団（基金）を設立し、公益性の高い団体に認められている税制上の支援措置を節税スキームとして活用することを防止することにあった。規制税（excise tax）を賦課することにより、私立財団の一定の不適切な取引や行為に対して公的規制を加える仕組みになっている（IRC 4940条～4946条）。

私立財団（private foundations）による不適切な取引や行為に対する規制税の仕組みが整備された以降も、公益増進団体（public charities）による不適切な取引や行為に対する規制は、連邦課税庁（内国歳入庁/IRS=Internal Revenue

【図表1】公益増進団体と私立財団の区分



Service、以下「IRS」ともいう。)が放置するか、あるいは課税除外(免税)資格のはく奪か、二者択一の状態に置かれていた。しかし、1990年代に、大型公益増進団体であるユナイテッド・ウェイ(United Way)の乱脈運営の発覚などを契機に、1996年の税制改正法で、公益増進団体を対象とした中間制裁(intermediate sanctions)の仕組みが導入された。

この中間制裁制度は、連邦税法(IRC)4958条に「過大利益取引にかかる税(Taxes on excess benefit transactions)」のタイトルで盛り込まれ、501c3団体およびIRC501条c項4号団体〔社会福祉団体/social welfare organizations〕(以下「501c4団体」という。)などとの不適切な取引で過大利益を得た個人や団体に対して、「中間制裁(intermediate sanctions)」を加えるものである。ちなみに、「中間制裁」は通称である。正式名称は「過大利益取引にかかる税(Taxes on excess benefit transactions)」である。

1. 連邦税法上の公益増進団体と私立財団とは

連邦税法(IRC)は、「公益増進団体」と「私立財団」とを具体的に定義していない。たんに、「私立財団」とは、「公益増進団体」以外の団体と消極的に定義するにとどまる。一般に「私立財団」カテゴリーにあてはまる501c3団体の典

型としては、特定企業の支配色の濃い“企業財団”や同族支配の色合いが濃い“家族財団”などをあげることができる。「私立財団」カテゴリーに該当する501c3団体に対しては、その投資収益や不適切な取引・行為などを対象に一定の規制税(excise tax)が課される。また、この規制税はそうした取引・行為に関わった者にも課される^(注2)。

(1) “事業型”と“助成型”の区分

連邦税法(IRC)は、「私立財団」カテゴリーに該当する501c3団体を、さらに、「事業型私立財団(private operating foundations)」と「助成(非事業)型私立財団(private non-operating foundations)」に区分する。

この区分は、「私立財団」のうち、公益性が高くみずから積極的に公益事業/社会貢献活動を推進しようという意欲のある“事業型”と、そうでない“助成型”とを差別化することにねらいがある。事業型と認定されることの最大のメリットは、個人寄附者の所得金額の計算上当該団体に対して支出された公益(慈善)寄附金控除比率が高く、優遇されることにある。

(2) トランプ税制改革前の寄附金控除限度額のあらまし

トランプ税制改革前の公益増進団体ならびに事業型私立財団および助成(非事業)型私立財

【図表2】 連邦所得税上の「公益増進団体」および「私立財団」への寄附金控除限度額

項目	種類	公益増進団体	私立財団	
			事業型	助成型
個人の寄附金控除(現金) (評価性資産)		50%まで 原則30%まで	50%まで 原則30%まで	30%まで 20%まで
遺贈への控除		全額	全額	全額
法人寄附金控除限度額 (現金)		課税所得の10%まで 課税所得の10%まで	同左 同左	同左 同左
投資収益課税(規制税) 公益性確保のための各種課税		なし あり(中間制裁)	2%(または1%) あり	2%(または1%) あり

- * 1 公益増進団体(public charities)に支出した寄附金にかかる控除は、公共安全試験団体(IRC509条a項4号)には適用なし。
- * 2 個人の公益(慈善)寄附金控除は、概算控除(standard deduction)対象者(non-itemizers)には認められない。言い換えると、項目別控除対象者(itemizers)の場合で、項目別控除調整後総所得(AGI=Adjusted Gross Income)をもとに計算される。
- * 3 連邦遺産税は、非課税である。

団に関する連邦税法 (IRC) 上の公益 (慈善) 寄附金控除限度額のあらましを図示すると、次のとおりである (注3)。

2. 規制税の課税対象となる取引や行為

すでにふれたように、私立財団は、税法固有の概念・類型である。1996年の税制改正ではじめて類型化された。そのねらいは、一部の富裕層が同族支配の色合いの濃い財団 (基金) を設立し、公益性の高い団体に認められている税制上の支援措置を節税スキームとして濫用することにストップをかけることにあった。規制税 (excise tax) の課税対象となる取引や行為の概要は、次のとおりである (IRC 4940条～4946条)。

【図表3】 規制税の課税対象となる取引や行為

①私立財団の投資所得 (Excise tax based on investment income) (IRC 4940条)
私立財団の純投資所得 (net investment income) に対しては、原則年2%の規制税が課される。ただし一定の要件を充たす場合には1%に減額される (二段階課税制/two-tier tax regime)。
②自己取引 (Tax on self-dealing) (IRC 4941条)
財団と財団関係者など不適格者との間での自己取引 (利益相反取引) は禁止される。自己取引を行った不適格者には、当初、5%の規制税が賦課される。是正されない場合には、200%の規制税が課される。一方、その取引に関わった理事など財団管理者 (manager) には当初2.5%、是正されない場合には50%の規制税が課される。
③私立財団の本来の事業への最低強制支出 (Tax on failure to distribute income)(IRC 4942条)
私立財団は、前課税年末の投資資産の5%以上を助成事業や公益目的事業に支出するように求められる。適格支出がなされない場合、財団には、未支出額に15%の規制税が課される。是正されない場合には、規制税率は順次、30%、100%と高くなる。
④私立財団の過大な持株保有 (Tax on excess business holdings) (IRC 4943条)
私立財団は、原則として1営利企業の株式の保有を20%までに制限される。課税年のどの時点でもこの保有制限を超えると、超過持株価額に10%の規制税が賦課される。IRSとの協議に基づき指定された期間 (5～10年) 内には是正さ

れない場合には、200%の規制税が課される。

⑤私立財団の目的を危うくする投資 (Tax on investments which jeopardize charitable purpose) (IRC 4944条)

私立財団の役員は、財団の資産運用にあたり私法上の慎重な投資者原則 (prudent investor rules) や忠実義務/信託義務を負う。このことから、公益 (慈善) 目的の達成を危うくするような財団の基本財産や留保所得の投資は認められない。こうした危険な投資があった場合には、財団およびその管理者に対し当該投資額の5%の規制税が課される。是正されない場合には、財団に25%、管理者に5% (ただし、1万ドルが上限) の規制税が課される。

⑥課税対象支出 (Tax on taxable expenditures) (IRC 4945条)

財団は、特定候補の選挙活動費など不適格な支出をしてはならない。不適格支出額は、規制税の課税対象となる。不適格な支出があった場合には、財団に当該支出額の20%、故意にその支出に関与した役員等の管理者には5%の規制税が課される。是正されない場合には、財団には100%、役員など管理者に50%の規制税が課される。

3. 中間制裁とは何か

1988年10月、連邦議会は、連邦納税者に対する連邦税法の執行/コンプライアンス、とりわけ税務調査と徴収過程における適正性と公平性を確保し、内国歳入法典 (IRC) に納税者の権利保護措置を強化するための条項を盛り込むための税制改正法 (TAMRA=Technical and Miscellaneous Revenue Act of 1988) を成立させた。この1988年税制改正は、一般に、第1次納税者権利章典法 (TBORI 1=Taxpayer Bill of Rights 1)、通称で「T1」と呼ばれる。その後、1996年税制改正で、連邦議会は、さらに納税者の権利を深化させるために、第2次納税者権利章典法 (TRORI 2= Taxpayer Bill of Rights 2)、通称で「T2」を成立させた (注4)。

T2では、連邦税法 (IRC) に新たに公益増進団体 (public charities) を対象として4958条【過大利益取引にかかる税 (Taxes on excess benefit transactions)】が新設された。公益増進団体と

の不適切な取引で過大な利益を得た個人や団体に対して「中間制裁 (intermediate sanctions)」としてこの税を課すことがねらいである。

典型的な過大利益取引としては、理事その他団体管理者への不相応に過大な報酬 (unreasonably excessive overcompensation) の支払があげられる。また、団体とその関係者 (不適格者) との間での独立当事者間価額 (arm's length price) よりも著しく低額または高額な団体資産の譲渡などがあげられる。

(1) 中間制裁導入の狙い

中間制裁が導入される前までは、課税除外の特典を付与された公益増進団体の適格を有する非営利公益団体が、その関係者との間で不適切な取引をしていた場合、連邦課税庁 (IRS) は、①その違犯を見逃すか、あるいは②その団体の課税除外 (免税) 資格を取り消す処分を行うよりなかった。IRSは、①不適切取引を見逃すわけにはいかず、かといって、②団体の課税除外資格取消処分をすると、不適切取引に関係していない団体の利害関係人 (ステークホルダー) の権利利益を侵害することになりかねない。こうした不都合を調整するために、1996年7月30日に連邦議会がT2で設けたのが、①と②とを折衷する③中間制裁 (intermediate sanction) の仕組みである。したがって、中間制裁は、本来、納税者一般の権利利益の保護につながるとの発想に基づく^(注5)。

(2) 中間制裁のあらまし

中間制裁は、1995年7月14日以後に生じた過大利益取引に適用された。その後、2002年1月23日に、連邦財務省 (Treasury Department) は、過大利益取引にかかる税 (中間制裁) に関する財務省規則 (Treasury Regulations) を発出した (§ 53.4958-1~8)。

連邦税法 (IRC 4958条) および財務省規則 (§ 53.4958-1~8) によると、中間制裁 (過大利益取引にかかる税) のあらましは、次のとおりである。

【図表4】 中間制裁のあらまし

<p>①中間制裁の対象となる「不適格者 (disqualified persons)」の範囲</p>
<p>「501c3団体および501c4団体の業務に実質的な影響力を行使できる地位にある者ならびにその家族」である。これらの者は、IRC本法や財務省規則では「不適格者 (disqualified persons)」と呼ばれる。具体的には、次のような個人や事業体 (ただし、以下に限定されない。) を指す (IRC 4958条f項1号)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その団体の業務に実質的影響力を行使することのできる地位にある者 (問題となった取引の終了時から5年間に影響を行使できる地位にあった者を含む)。 ・具体的には、非営利公益団体の理事長、理事、評議員、特別委員会の構成員、監事、経理部長など (通常、私法上の忠実義務/信託義務を負う者が想定される)。 ・非営利公益団体理事会の投票権ある構成員 ・非営利公益団体の投票権、収益または受益権の35%以上を持つ事業体 (35% controlled entity) ・実質的な出捐者 ・不適格者の配偶者 ・不適格者の兄弟、祖先、子ども、孫、ひ孫およびそれぞれの配偶者 ・故意かつ合理的な理由もなく過大利益取引に参加した非営利公益団体の管理者
<p>②制裁の額</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・不適格者：不適格者には、役務または取引にかかる独立当事者間価額を超えた額 (過大利益取引額) の25%の税を課す (IRC 4958条a項1号)。ただし、是正を求められた期日までに具体的な措置が講じられない場合には、200%の税を追加して課す (IRC 4958条b項)。 ・団体管理者：故意かつ合理的な理由もなく過大利益取引に参加した団体管理者には、各不適格取引につき過大額の10%の税を課す (IRC 4958条a項2号)。ちなみに、「団体管理者 (organization manager)」とは、役員、理事、評議員、特別委員会メンバーその他取引する権限を有する者を指し、その職位は問わない (IRC 4958条f項2号)。原則として、弁護士や会計士など委任契約に基づき専門知識を団体に提供する職業専門家は、含まない。
<p>③役員報酬にかかる証明責任</p>
<p>過大利益取引であるとして最も問題になるケースの1つとして、不相応に高額な過大役員報酬がある。財務省規則では、問われた団体は、次に3つの要件が充たすことができる場合には、証明責任を課税庁 (IRS) 側に転嫁できるとする (財務省規則 § 53.4958-6 (c))。</p>

- ・報酬額が、利益相反のない個人で構成される第三者機関により事前承認を受けていること。
- ・当該第三者機関が、その承認をするに際して、公正な市場相場、または標準報酬額報告など適切なデータを入手し、かつそれに信頼を置いていること。
- ・当該第三者機関が、十分な資料に基づいて意思決定を行っていること。

トランプ税制改革法 (TCJA) では、非営利公益団体の規制強化に、この中間制裁 (intermediate sanction) と呼ばれる特別の規制税 (special excise tax) ないし規制税 (excise tax) を広げる改正が目立つ。とりわけ、規制税を公益増進団体にも広げているのが特徴である^(注6)。

(注1) 拙著『アメリカ連邦所得課税法の展開』(財経詳報社、2017年) 168頁以下参照。

(注2) See, generally, Bruce R. Hopkins & D. Benson Tesdahl, *Intermediate Sanctions: Curbing Nonprofit Abuse* (1997, Wiley) .

(注3) 両宮孝子・石村耕治ほか著『全訳 カリフォルニア非営利公益法人法』(信山社、2000年) 37頁以下、拙著『日米の公益法人課税法の構造』(成文堂、1992年) 44頁以下参照。

(注4) その後、1998年には「T3」、2014年には「T4」と続いていた。詳しくは、拙著『アメリカ連邦所得課税法の展開』(前掲注1)、323頁以下参照。

(注5) See, Andrew J. Hagler, "Section 4958: Intermediate Sanction and Tax Exempt organizations," 28 *Taxation of Exempts* 44 (March/April, 2017). 邦文での研究としては、両宮孝子「NPOの法と政策：米国税制のパブリック・サポート・テストと悪用防止の中間的制裁制度」三田学会雑誌 92巻4号 (2000年) 参照。

(注6) トランプ税制改革法 (TCJA) における非営利公益団体税制の見直しについては、See, Bruce R. Hopkins, "The Tax Cuts and Jobs Act Brings New Law for Tax: Exempt Organization" 29 *Taxation of Exempts* 3 (March/April, 2018) ; Laura Kalick, "Six Tax Reform Issues Impacting Nonprofit Organizations", BDO international (March 29, 2018) .

公益法人協会「札幌相談室」が 8月に開設されました!

当協会では、大阪に続く新たな地方相談拠点として、このたび札幌に相談室を開設いたしました (面接相談のみ)。

公益法人、一般法人で実務を担当されている役員・職員の方を主な対象とし、予算・決算、定期提出書類、公益目的支出計画の実施報告書等に関わる、「会計」・「税務」分野のご相談をお受け致します。

【開催日】 毎月第2金曜日

①13:00 ~、②14:30 ~、③16:00 ~
*相談時間は60分以内

【開催場所】 税理士法人札幌中央会計

〒060-0005
北海道札幌市中央区北5条西
6丁目2番地2札幌センタービル24階

【申込方法】 下記電話番号へ日時をご予約ください。その後、申込票 (所定様式) をご提出いただきます。

*開催日の1週間前を締切とさせていただきます。

公益法人協会「関西相談室」も 引き続きよろしくお願ひします!!

関西相談室も、オープンより丸3年を過ぎました。

毎月第2・第4金曜日、日本クリアス税理士法人 (大阪市中央区道修町1-7-10) にてご相談をお受け致しております。

当協会相談室
(札幌、関西、東京) の
面接相談ご予約は…
専用電話

03-6824-9872

(平日午前10時~午後5時)

* 詳細につきましては、巻末広告をご参照下さい。

トランプ税制改革で変わった 非営利公益団体税制②

～ 2018年アメリカ非営利公益団体税制改正の要点解説

白鷗大学名誉教授 石村 耕治

トランプ政権下のアメリカにおいて、非営利公益団体に関する税制が大きく改まった。本稿は、先月号でアメリカの非営利公益団体に対する課税制度の基礎を取り上げたのに続き（弊誌9月号3～8頁）、トランプ税制改革法（TCJA）における非営利公益団体税制改正の要点について解説する。（編集部）

2. 大学競技観覧座席権にかかる公益（慈善）寄附金控除の適用廃止	本号
3. 非関連事業（収益事業）所得課税にかかる改正	
4. 法定額を超える過大役員報酬に対する課税	
5. 私大の過大な基本財産から生じる投資所得への課税	

- 5. 私大の過大な基本財産から生じる投資所得への課税
 - (1) 私大の基本財産から生じる投資所得課税の仕組み
 - (2) 私大の基本財産にかかる投資所得課税の波紋
- 6. 廃案となった改正項目
- 7. 今年2月に成立した慈善企業法とは
 - (1) 財団の過大持分解消に向けたIRSとの合意
 - (2) 特例法定定の経緯と今後の影響

むすび

3
回
目
11
月
号

目次（全3回）

はじめに

I 今回の改正を知るための連邦非営利公益団体課税制度の基礎

- 1. 連邦税法上の公益増進団体と私立財団とは
 - (1) “事業型”と“助成型”の区分
 - (2) トランプ税制改革前の寄附金控除限度額のあらまし
- 2. 規制税の課税対象となる取引や行為
- 3. 中間制裁とは何か
 - (1) 中間制裁導入の狙い
 - (2) 中間制裁のあらまし

1
回
目
9
月
号

II 非営利公益団体関係税制改正の要点解説

- 1. 現金寄附に対する時限的な公益（慈善）寄附金控除額の引上げ

II 非営利公益団体関係税制改正の要点解説

トランプ政権による連邦非営利公益団体税制改正では、その底流においては、NPOセクターに対する税制を通じた政府規制の強化、課税強化が目立つ。このため、連邦議会での法案の審議段階から、民間非営利公益セクターからの異論が相次いだ^(注1)。

とりわけ、今回の非営利公益団体税制改正では、連邦税法（IRC）上の501c3団体の1つである私立大学（private universities and colleges）への課税強化が目立った。議会共和党は、かねてから私立大学が年々基本財産（endowments）、内部留保（accumulation）を積み増し続ける一方で、学費値上げに走る動きに批判を強めていた。議会共和党は、私大の内部留保に対する規制課税（excise tax）の必要性を説いてきたが、今回の改正で、その途を拓いた。このため、今回の非営利公益団体税制の改正に対しては、とりわけ、私立大学界からの異論が相次いでいる^(注2)。

1. 現金寄附に対する時限的な公益（慈善）寄附金控除額の引上げ

トランプ税制改革法（TCJA）前までは、個人の公益（慈善）寄附金控除限度額は、その寄附を受け入れる団体により、50%、30%、または20%となる（9月号5頁【図表2】参照）。これが、改正後、60%まで増額された。

ただし、この改正は、2018年1月1日から2025年12月31日までの時限で適用される（TCJA 11023条による改正IRC 170条1項G号）。時限適用となったのは、所得税減税が時限適用であることに対応したものである。

2. 大学競技観覧座席権にかかる公益（慈善）寄附金控除の適用廃止

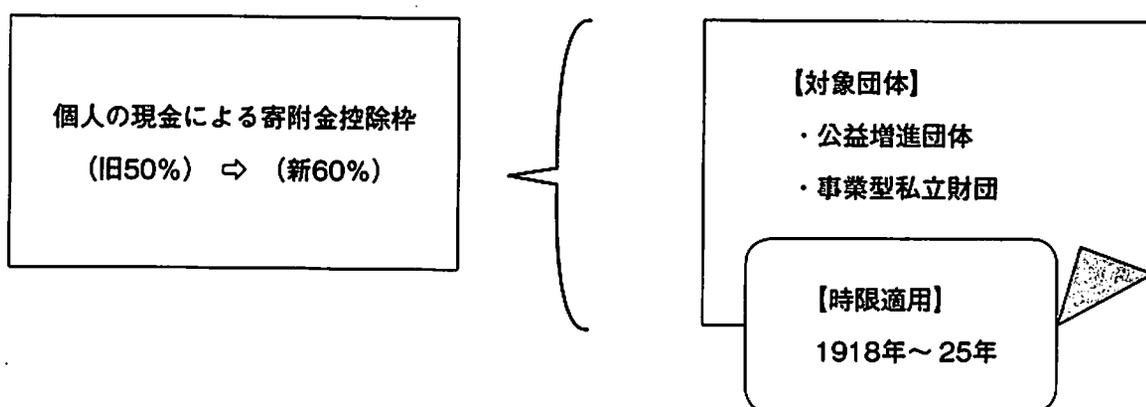
個人納税者は、大学競技観覧座席権（college athletic seating rights）を購入するために大学などの高等教育機関に支払をしたとする。この場合で、①その金額が高等教育機関の利益に資し、かつ②当該金額が支払との交換でなければ当該大学の競技観覧座席チケットを購入する権利を取得することができない形になっているときには、課税所得計算上、当該支払額の80%相当額までを公益（慈善）寄附金として所得控除の対象にすることが認められてきた（IRC 170条1項）。

しかし、トランプ税制改革法（TCJA）は、2017年12月31日後にしたこの種の支払については、公益（慈善）寄附金の対象としないことにした（TCJA 13724条）。

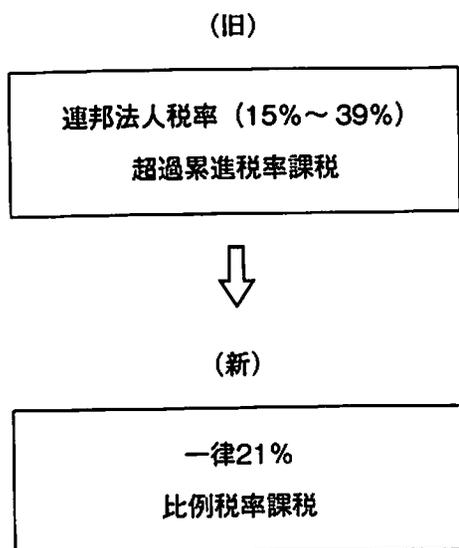
3. 非関連事業（収益事業）所得課税にかかる改正

トランプ税制改革法（TCJA）では、連邦法人税率のフラット化（すなわち、従来は連邦法人所得税を15%～39%の超過累進税率で課税してきたものを21%の比例税率で課税する抜本的な見直し）が行われた。

【図表5】 公益（慈善）寄附金控除増額の対象となる団体



【図表6】 トランプ税制改革：連邦法人税率のフラット化



連邦法人税率のフラット化に歩調を合わせる形で、非営利公益団体の非関連事業所得課税 (UBIT=unrelated business taxable income)、すなわち収益事業所得課税率を21%とした(TCJA 13001条a項による改正IRC511条a項1号、同項2号のA)。

また、これまで、非営利公益団体が複数の収益事業を営む場合で、1つの収益事業で出た損失(赤字)は、他の収益事業が黒字であるときには、損益通算(offset)が認められていた。しかし、トランプ税制改革法(TCJA)は、原則として、この種の損益通算を認めないことにした。(TCJA 13702条b項1号)。

この改正を協議した連邦議会上下両院協議会(Conference Committee)のよると、この損益通算の廃止により、今後10年間(2018年~2027年)で、連邦は、約35億ドルの財政収入を得ると見積もられている^(注3)。

4. 法定額を超える過大役員報酬に対する課税

トランプ税制改革法(TCJA)は、課税対象

外(免税)となる非営利公益団体の各役員や各従業員に対して支払われた年間報酬額が100万ドル(\$1=100円で、1億円)を超えている場合、超過支払額に対して21%の法人税率で団体に課税することにした(TCJA 13602条による改正IRC 4960条)。この定額方式を導入した改正〔過大役員報酬に対する規制税(excise tax on excessive compensation)〕がターゲットとするのは、主に、有名私立大学、非営利の病院、全国規模の大型非営利公益団体などの役員や従業員(2017年1月1日から勤務していた前役員や従業員を含む。)である。

このことから、法定限度額100万ドルを超える過大役員(従業員)報酬が支払われた場合には、その理由を問わず、過大額に対して21%の比例税率で、支払をした団体に対して規制税が課される^(注4)。

(注1) See, e.g., Joint Letter of Opposition to the Senate Tax Reform Bill (Nov. 29, 2017). Available at: <https://www.cof.org/content/joint-letter-opposition-senate-tax-reform-bill>

(注2) 教育問題に関する政策提言団体であるアメリカ教育協議会(ACE=American Council on Education)は、改正法案が提出された段階から、この課税に反対している。See, ACE, Endowment Excise Tax Provision in the Senate Version of H.R. 1, the Tax Cuts and Jobs Act (Nov. 27, 2017).

(注3) See, JCT, "Estimated Budget Effects of the Conference Agreement for H.R. 1, Tax Cuts and Jobs Act," JCX-67-17(Dec.18,2017).

(注4) See, James A. Nitsche, "Section 4960: New Excise Tax on Excessive Compensation," 29 Taxation of Exempts 3 (May/June, 2018).

トランプ税制改革で変わった 非営利公益団体税制③

～ 2018年アメリカ非営利公益団体税制改正の要点解説

白鷗大学名誉教授 石村 耕治

アメリカの非営利公益団体には、内国歳入庁 (IRS) による、所得税の減免や寄附税制上の優遇措置といった免税資格の認定付与や監督規制がある。本連載第1回では、この非営利公益団体 (いわゆる「501c3団体」) に対する課税制度の基礎について説明した。先月号の第2回では、本題となるトランプ政権による非営利公益団体税制改正のうち、現金寄附に対する時限的な控除額の引上げや、大学競技観覧座席権を得るための寄附金控除の適用廃止など、4つの改正について解説した。最終回となる今回は、非営利公益団体に対する規制強化としてとりわけ衝撃を与えた「私立大学の基本財産からあがる“果実”に対する1.4%の規制税導入」をはじめ、他の改正について要点を解説する。

(編集部)

目次 (全3回)

はじめに

I 今回の改正を知るための連邦非営利公益団体課税制度の基礎

1. 連邦税法上の公益増進団体と私立財団とは

- (1) “事業型”と“助成型”の区分
- (2) トランプ税制改革前の寄附金控除限度額のあらまし

1
回
目
9
月
号

2. 規制税の課税対象となる取引や行為
3. 中間制裁とは何か
 - (1) 中間制裁導入の狙い
 - (2) 中間制裁のあらまし

1
回
目
9
月
号

II 非営利公益団体関係税制改正の要点解説

1. 現金寄附に対する時限的な公益(慈善)寄附金控除額の引上げ
2. 大学競技観覧座席権にかかる公益(慈善)寄附金控除の適用廃止
3. 非関連事業(収益事業)所得課税にかかる改正
4. 法定額を超える過大役員報酬に対する課税

2
回
目
10
月
号

5. 私大の過大な基本財産から生じる投資所得への課税
 - (1) 私大の基本財産から生じる投資所得課税の仕組み
 - (2) 私大の基本財産にかかる投資所得課税の波紋
6. 廃案となった改正項目
7. 今年2月に成立した慈善企業法とは
 - (1) 財団の過大持分解消に向けたIRSとの合意
 - (2) 特例法制定の経緯と今後の影響

むすび

本号

5. 私立大学の過大な基本財産から生じる投資所得への課税

トランプ税制改革法 (TCJA) は、有名私立大学が、過大な基本財産 (endowments) ^(注1)、内部留保 (reserves) を抱えていることを問題とし、過大と法認された基本財産を投資して得た果実 (利子・配当・ロイヤルティなど) に対して1.4%の規制税 (excise tax) を課すことにした (TCJA 13701条a項による改正IRC4968条a項)。

これまで、私立大学に限らず、課税除外 (免税) 資格を有する501c3団体などは、基本財産からあがる果実は連邦所得課税 (法人所得課税や源泉所得課税) を課されてこなかった。

今回の税制改正では、所得課税は引き続き非課税 (免税) の取扱いとするものの、私立大学にターゲットを絞って別建ての規制税の対象とすることにした。すなわち、基本財産を一種の内部留保 (accumulation, reserve funds) とみて、法定額を超える過大な内部留保から生じた果実に対する規制税をかけることにしたわけである。

今回、課税強化が実施された背景には、「有名私大の授業料は年々高額になり、多くの学生が学費ローン地獄の重圧に一生涯苦しむ一方で、私大役員は高額報酬を享受し、かつ大学の基本財産の積み増し、そこから生じる投資所得は過大になっている」実情に対する連邦議会共和党からの強い反発がある。言い換えると、今回の法改正にかかる連邦議会 (共和党) の立法意思は、「私大に対して、寄附金を含む法人収入を、必要以上に基本財産として内部留保に積み増したり投資に回すのではなく、できるだけ教育内容の改善や奨学金の充実のような現在学

んでいる学生に還元・費消 (payouts) せよ！」というものである。

アメリカの場合、一般に、私立大学を含む501c3団体の「基本財産 (endowments)」とは、大きく次の3つに分けられる。

【図表7】 基本財産の主な種類と特徴

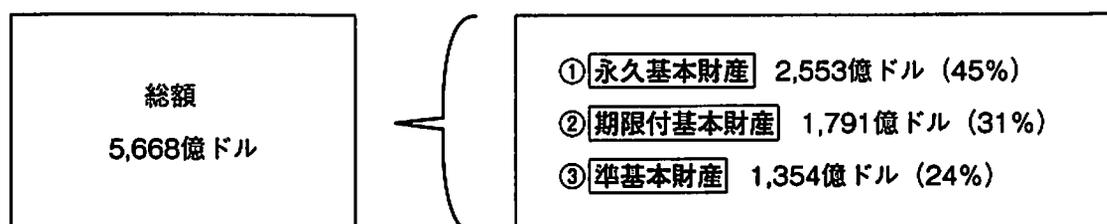
- | |
|--|
| ①永久基本財産 (permanent endowment/true endowment) |
| とくに期間の定めがなく、出捐された元本+その果実、またはその果実のみを本来の事業に費消・支出するタイプの基本財産 |
| ②期限付基本財産 (term endowment) |
| 一定期間内に、元本+その果実、またはその果実のみを本来の事業に費消・支出するタイプの基本財産。一般に、期間経過後は、その財産の処分は自由である。 |
| ③準基本財産 (quasi-endowment) |
| 本来の事業に供することを目的に、遺贈、贈与を受けた財産で、その費消・支出の使途が限定されていない基本財産。 |

連邦教育省 (U.S. Dept. of Education)、全米大学事業担当者協会 (NACUBO=National Association of College and University Business Officers) ^(注2)、IRSなどのデータによると、2017年時点で、全米私立大学の基本財産の内訳は、【図表8】のとおりである。

(1) 私立大学の基本財産から生じる投資所得課税の仕組み

連邦議会は、当初、「基本財産自体に課税する案 (excise tax on endowments)」や、「基本財産から生じる投資所得に課税する案 (excise tax on endowment earnings)」など複数の導入案を精査していた。最終的には、基本財産から

【図表8】 全米私立大学に基本財産の内訳 (2017年)



生じる投資所得に課税する案で決着した^(注3)。

連邦税法 (IRC) 9468条は「私立大学の投資所得を標準とする規制税 (Excise tax based on investment income of private college and universities)」の表題で、私立大学が抱える基本財産 (endowments) を投資して得た所得 (利子・配当・ロイヤルティなど) には、法定の免税点を超過していることを条件に、1.4%の規制税 (excise tax) を課す旨規定する (IRC4968条)。そのあらまは、【図表9】のとおりである^(注4)。

【図表9】私立大学の過大な基本財産にかかる投資所得への規制税のあらまし

①この規制税の課税対象となる大学 (機関) (IRC 4968 条 b 項)
<ul style="list-style-type: none"> ・私立の単科大学 (private college) および総合大学 (private university) で、 ・前課税年終了時に授業料を支払っている 500 人以上のフルタイムの学生がおり、かつその半数が合衆国内に所在していること。および、 ・前課税年終了時に、免税点 (学生 1 人あたり 50 万ドル×フルタイムの学生数) 【例えば、フルタイムの学生が 1,000 人在学している場合には、5 億ドル】を超える基本財産 (ただし、大学本来の教育事業に供する財産や非関連事業 (収益事業) 所得課税の対象となる資産を除く。) を有していること。
②課税ベースとなる「純投資所得 (net investment income)」とは (IRC 4968 条 c 項、4940 条 c 項)
<p>(a) 純投資所得額 (net investment income) = 大学 (機関) の総投資所得 (gross investment income) + 純譲渡所得 (capital gain net income) - (b) 控除額 (allowable deductions)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「総投資所得」とは、利子、配当、賃料、担保付きローンの受取利子、ロイヤルティその他同等の源泉からの所得。ただし、大学 (機関) の非関連事業 (収益事業) 所得課税の対象となる所得は含まない。 ・「控除額」とは、あらゆる通常の必要経費を指す。 ・ただし、減価償却費等については経費算入については一定の制限を受ける。 <p>(b) 納税額 = 純投資所得額 × 1.4% (IRC 4968 条 a 項)</p>

③キャピタルゲイン (譲渡益) とキャピタルロス (譲渡損) (IRC 4968 条 c 項、4940 条 c 項)

- (a) 資産の譲渡益と譲渡損についての課税ベースは、次のとおりである。
- ・資産を、2017 年 12 月 31 日現在、保有していること。および、
 - ・当該資産を売却その他処分するまで保有していること。
- (b) 課税対象資産の処分の際に譲渡益を決定する基準日は、次のとおり。
- ・2017 年 12 月 31 日現在での公正な市場価額 + (-) 当該日後のあらゆる調整額

(2) 私立大学の基本財産にかかる投資所得課税の波紋

2017課税年ベースでは、全米におおよそ5,000ある私立大学のうち30程度^(注5)が今回の基本財産の投資から生じた所得が規制税のターゲットとなるもようである。例えば、ハーバード大学は、2017年会計を基にすると納税額は約4,300万ドル (43億円) に上る^(注6)。また、MITは、納税額が約1,000万ドル (10億円) に上る^(注7)。

この改正を協議した連邦議会上下両院協議会 (Conference Committee) によると、この新規課税により、今後10年間 (2018年~2027年) で、連邦は、約18億ドルの財政収入を得ると見積もられている^(注8)。

私立大学の基本財産 (内部留保) にかかる投資所得課税は、今後、拡大の方向をたどるのか、政権交代があり廃止の方向に向かうのかは定かではない^(注9)。

6. 廃案となった改正項目

トランプ税制改革法 (TCJA) では、連邦議会上院法案、下院法案、上下両院協議会 (Conference Committee) の段階で、22項目の非営利公益団体課税関係の改正項目は、廃案となった^(注10)。それらのうち主な項目は、次のとおりである。

【図表10】 トランプ税制改革で廃案となった改正項目の例

- ・私立財団の投資収益に対する規制税は、2%と1%の2段階課税制になっている。これが、私立財団の現実の課税実務を極めて煩雑にしている。これを1段階課税に見直すとともに、税率を14%に一本化する改正案（IRC 4940条a項改正案およびIRC 4940条e項廃止案）〔本誌9月号6頁【図表3】①参照〕
- ・中間制裁の対象となる「不適格者（disqualified persons）」の範囲に、私立大学の投資顧問（investment advisors）や競技コーチ（athletic coaches）を含める改正案（IRC 4958条f項改正案）〔本誌9月号7頁【図表4】②参照〕
- ・博物館（museums）が、事業型私立財団としての課税取扱いを受けるためには、通常の観覧時間は年1,000時間以上であることを要件とする改正案（IRC 4942条j項6号改正案）
- ・私立財団に対して営利会社の持分を100%出捐することを法認し、条件としてその会社が当該財団から独立して経営され、かつ税引き後収益のすべてを慈善目的に供することを求め、過大事業保有にかかる規制税の適用や課税除外（免税）資格はく奪の対象外とする改正案（IRC 4943条g項改正案）。この提案は、トランプ税制改革法（TCJA）では廃案となったが、その後2018年2月に「2017年慈善企業法（Philanthropic Enterprise Act of 2017）」として成立した（IRC 4943条g項）。この法律は、俗に「ニューマンズ・オウン特例（Newman's Own Exception）」と呼ばれる〔詳しくは後述7参照〕。
- ・プロのスポーツリーグに対する課税除外（免税）資格付与（IRC501条c項6号）の廃止
- ・一定額以上の所得のある者に対する適格奨学ローンの支払利子控除の廃止（下院法案1204条によるIRC 221条改正案）
- ・その他

7. 今年2月に成立した慈善企業法とは

非営利公益団体税制の改正を含むトランプ税制改革法（TCJA）は、今（2018）年1月1日に施行された。これに続き、連邦議会は、2017年6月に議会に上程されていた「2017年慈善企業法（Philanthropic Enterprise Act of 2017）」を2月9日に、通過させた。同法は、トランプ大統領

の署名を得て成立し、2018年1月1日に遡って施行された。この法律は、俗に「ニューマンズ・オウン特例（Newman's Own Exception）」とも呼ばれる。名優ポール・ニューマンの慈善遺産を引き継ぎ設立されたニューマンズ・オウン財団（Newman's Own Foundation）に対する税制特例を法認することがねらいだからである。この特例は、トランプ税制改革法（TCJA）の中でも提案されたが、最終的には廃案となった〔前記【図表10】参照〕。このため、単独法として審議し・成立にこぎつけた。

（1）財団の過大持分解消に向けたIRSとの合意

ニューマンズ・オウン財団は、2005年に、ポール・ニューマンの遺志に従い、彼が1982年に設立した食品会社「ニューマンズ・オウン（Newman's Own Inc, LLC）」の全株式を出捐して創設された。今や巨大な食品コングロマリッド企業に成長したニューマンズ・オウン社は、「利益をすべて慈善活動に寄附する（100% profits to charity）」方針で経営されてきた社会企業（social enterprise）である。

コネチカット州に本拠を置くニューマンズ・オウン財団は、連邦税法（IRC）上、501c3団体で助成型私立財団（private non-operating foundation）に分類される。同財団は、基本財産（endowment）を持たず、募金活動を行わず、寄附を受けず、100%保有するニューマンズ・オウン社の税引き後利益（配当・ロイヤルティなど）を社会貢献事業や他の非営利公益団体の助成に費消・支出する運営方針を取っている^{（注11）}。同財団は、当然、私立財団の投資所得にかかる年2%の規制税の納付義務を負う（IRC 4940条）〔本誌9月号6頁【図表3】①参照〕^{（注12）}。しかし、問題は、同財団が20%以上の営利企業持分を保有することは、過大な事業保有/excess business holding）になり禁止されることである（IRC 4943条）。同財団がニューマンズ・オウン社の全株式を保有し続けることは、200%の規制税

の賦課、場合によっては課税除外（免税）資格のはく奪につながる可能性がある〔本誌9月号6頁【図表3】④参照〕。そこで、2008年に、財団は、連邦課税庁（IRS）と協議し、10年かけて（2018年までに）株式保有率を20%まで下げる合意にいたった。

（2）特例法制定の経緯と今後の影響

その一方で、特例法の制定に向けて連邦議会に対してロビー活動（法律制定に働きかけ）を強めていた^(注13)。こうしたロビー活動が実り、2月9日にニューマンズ・OWN特例法が成立し、2018年1月1日に遡って適用された。この特例は、その後、連邦税法（IRC）に4943条g項〔独立して運営される慈善企業に限定した特定保有の特例（Exception for certain holdings limited to independently-operated philanthropic business）〕として編入された。IRC 4943条g項の適用要件の骨子は、次のとおりである。

【図表11】過大事業保有に対する規制税の適用除外特例の適用要件の骨子

- | |
|--|
| <p>①保有要件（ownership requirement）
私立財団が、特定企業の投票権ある所有権を100%保有していること。</p> <p>②独立経営要件（independent operation requirement）
当該企業は、独立して経営されていること。言い換えると、会社の取締役会が財団の創設者家族または実質的な出捐者に支配されていないこと。</p> <p>③全収益慈善事業支出要件（all-profit-to-charity distribution requirement）
当該企業をすべての収益は、公益事業に支出されること。</p> |
|--|

以上のように、IRC 4943条g項は、私立財団に対して営利会社の持分を100%出捐することを法認し、条件としてその会社が当該財団から独立して経営され、かつ税引き後収益のすべてを慈善目的に供することを求め、過大事業保有にかかる規制税の適用や課税除外（免税）資格はく奪の対象外とするものである。

この特例の成立により、会社の創業者には、

その会社を社会企業化したうえで、財団を設立し、その財団に全持分を出捐し、かつその財団を通じて当該会社を間接に所有／支配する途が拓かれたとみる向きもある。創業者は、営利会社を売却した場合にはその会社の経営支配権を失うのみならず、キャピタルゲイン（譲渡益）について所得課税を受ける。これに対して、営利会社の100%持分を私立財団に出捐・寄附する場合には、当該財団はその会社の1人株主と化す^(注14)。創業者あるいはその一族は、財団を通じた実質的な経営支配も可能なようにもみえる。加えて、税制面ではキャピタルゲイン（譲渡益）課税を回避できるのみならず、所得税計算にあたっては法定額までの公益（慈善）寄附金控除を受けることができる。この特例について、縛りがきつく、現実には、創業者一族が特定営利企業の実質的支配に活用するには至難とする見方がある。その一方で、「社会企業」の袈裟をまとった租税回避スキームの法認につながり、濫用のおそれもあるとの批判もあり、その評価がわかれる^(注15)。

むすび

トランプ税制改革法（TCJA）では、非営利公益団体の規制強化に、公益増進団体を含め規制税（excise taxes）の対象となる取引や行為を広げているのが目立つ。とりわけ、アメリカの非営利公益団体界に衝撃を与えたのは、私立大学の基本財産（endowments）からあがる果実に対する1.4%の規制税が導入されたことである。私立ニューヨーク大学（NYU）医学部のように、基本財産を累積するのではなく費消するために学生全員の授業料を無償化するところも出てきている。

今回の税制改正では、この種の果実については、所得課税は引き続き非課税（免税）扱いをするものの、私立大学にターゲットを絞った形で別建ての規制税の対象とすることにしたわけ

である。基本財産を一種の内部留保(accumulation, reserve funds)とみて、過大な内部留保から生じた果実に対して規制税を課すとする考え方が501c3団体一般に広がっていくのか、現時点ではその行方は不透明である。

(注1) 本稿では、「endowments」を「基本財産」と邦訳しておく。わが国の私立学校法での基本金をイメージして、「基本金」という邦訳を用いるのも一案である。もちろん、わが法でいう基本財産、基本金と、アメリカ法にいう「endowments」は、同義ではない。

(注2) See, NACUBO-Common fund Study of Endowments, 2017, at, 100.

(注3) See, Molly F. Sherlock et al., "College and University Endowments: Overview and Tax Policy Options, Congressional Research Service 7-5700 (May, 2018).

(注4) なお、より具体的な税額算定基準など詳細は、今後連邦財務省が発出する規則(Treasury Regulations)や連邦課税庁(IRS)が発出する通達(rulings)などを待たなければならない。

(注5) 候補に上っているのは、上から、プリンストン大学、エール大学、ハーバード大学、スタンフォード大学、ポモナカレッジ、MIT、スワースモアカレッジ、アマーストカレッジ、ウィリアムズカレッジ、カリフォルニア工科大学等々。

(注6) ハーバード大学学長は、「この前例のないような規制税の導入は、私ども大学の学生や研究を支援する体制を弱体化させるもの以外の何ものでもない。」と批判している。See, McDonald, "Harvard Says Endowment Tax Would Have Cost \$43 Million This Year," Bloomberg BNA, 245 Daily Tax Report, Dec. 22, 2017, at G-4.

(注7) なお、IRC4968条には、免税点についてインフレ調整する旨規定されていないことから、私大の内部留保・基本財産が今後積み増し・累積されるに従い、納税義務を負う大学が確実に増えていくものと予想されている。See, Lloyd Hitoshi Mayer, "The New Excise Tax on the Net Investment income of Private Colleges & Universities," ABA Section of Taxation (May 11, 2018).

(注8) See, JCT, "Estimated Budget Effects of the Conference Agreement for H.R. 1, Tax Cuts and Jobs Act," JCX-67-17 (Dec. 18,

2017).

(注9) 改正法施行後の2018年3月7日に、全米49の大学学長・理事長は、この法案を推進した連邦議会上院のM・マコーネル(Mitch McConnell)上院リーダー(共和党・ケンタッキー州選出)へ反対意見を表明した。See, Letter to Congressional Leaders from 49 College and University Presidents (March 7, 2018). こうした動きを受けて、翌3月8日に、2人の連邦議会下院議員(共和・民主)が、私大の投資所得への規制税廃止法案【Repeal of Excise Tax on Investment Income of Private Colleges and Universities】を提出した。しかし、同廃止法案は成立の目途がたっていない。詳しくは、拙論「アメリカの私立大学内部留保課税法制～ランプ税制改革：私大の過大基本財産投資所得課税の仕組み」白鷗法学25巻1号(2018年11月)参照。

(注10) 連邦の租税立法過程について詳しくは、拙著「アメリカ連邦所得課税法の展開」(財経詳報社、2017年)794頁以下参照。

(注11) 同財団のHP(<http://newmansownfoundation.org/about-us/>)参照。

(注12) 同財団の2016課税年分の申告書(Form 99-PF: Return of Private Foundation)【2017年11月15日まで申告期限が延長されたもの】は公開されている。<http://newmansownfoundation.org/files/file/NOF%20990PF%2012-31-16%20Public%20Inspection%20Copy.pdf>

(注13) 連邦議会でのロビー活動の法的ルールについて詳しくは、拙著「アメリカ連邦所得課税法の展開」・前掲注10、829頁以下参照。

(注14) ちなみに、財団が持分を保有する営利企業がパートナーシップまたはパススルーLLC(limited liability company)である(法人類型としては日本法でいう「合同会社」に相応する。)場合には、当該財団は非関連(収益)事業所得課税の対象となる。アメリカのパススルー課税および営利/非営利ハイブリッド事業体課税、社会企業課税について詳しくは、拙著「アメリカ連邦所得課税法の展開」・前掲注10、143頁以下参照。

(注15) See, Allen Bromberger, "Newman's Owns Gets a New Life," Philanthropy News Digest (March 2, 2018); Rob Meiksins, "The Newman's Own Philanthropic Exception Is Now Law—What Will the Consequences Be?," Nonprofit Quarterly (March 30, 2018).